ハ　検査を実施した者の氏名
ニ　検査の方法
ホ　検査の結果
五　前号の検査記録書（次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、次に掲げる認証の区分に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。
イ　第一種型式認証　当該型式認証の有効期間中及び当該有効期間の満了後一年間
ロ　第二種型式認証　当該型式認証の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間
2　前項第四号の検査記録書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同号の検査記録書に代えることができる。
（表示）
第二百三十六条の三十四　法第百三十二条の十九第一項の国土交通省令で定める表示は、次に掲げる事項が記されたものとする。　（新設）
一　無人航空機の型式認証書番号
二　無人航空機の型式
三　無人航空機の製造番号
2　前項の表示は、法第百三十二条の十八第二項の規定による義務を履行した無人航空機に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。
（無人航空機の整備に関する情報）
第二百三十六条の三十五　法第百三十二条の二十の規定による無人航空機の整備をするに当たつて必要となる技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。　（新設）
一　使用者が容易に入手できる方法により行うこと。
二　第一種型式認証等を受けた無人航空機に係る情報については、使用者が確実に入手できる方法により行うこと。
三　提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。
2　法第百三十二条の二十の国土交通省令で定める技術上の情報は、整備の箇所、時期及び実施の方法とする。
（法第百三十二条の二十一の国土交通省令で定める事態の報告等）
第二百三十六条の三十六　型式認証等保有者は、型式認証等を受けた型式の無人航空機について、次条各号に掲げる事態に関する情報を、当該無人航空機の使用者から収集し、整理し、及び分析するための体制を整備しなければならない。　（新設）
2　型式認証等保有者は、前項の規定により情報の収集、整理及び分析を行つたときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、保存しなければならない。
3　型式認証等保有者は、無人航空機について次条各号に掲げる事態の発生を知つた時から十日以内においてできる限り速やかに、次に掲げる事項を国土交通大臣に速報しなければならない。
一　氏名又は名称
二　無人航空機の登録記号、型式認証書番号、型式及び製造番号
三　報告に係る事態が発生した日時及び場所
四　報告に係る事態の概要
五　その他参考となる事項